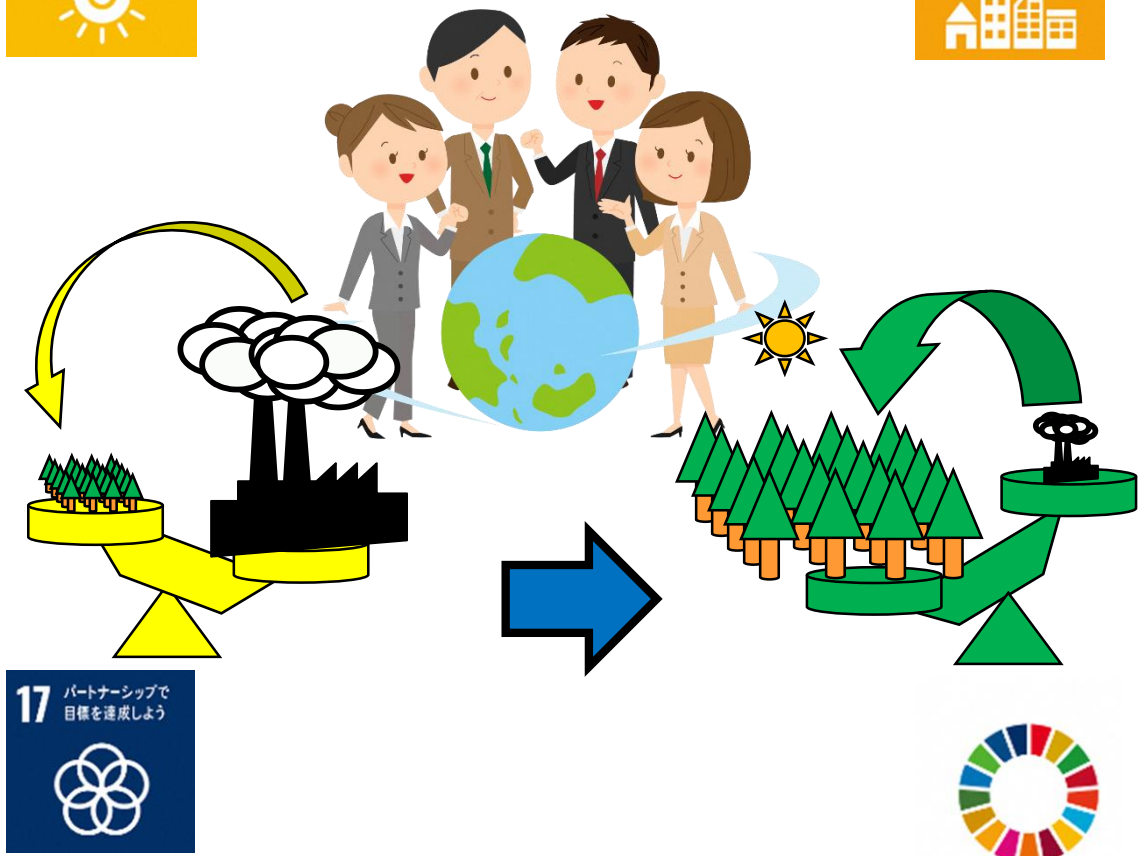


# 武蔵村山市

## 第四次地球温暖化対策実行計画



令和4年3月

武蔵村山市

# 目次

## 第1章 計画の基本的事項

1	地球温暖化問題の概要	1
2	実行計画策定の背景	6
3	計画の位置付け	8
4	計画期間	8
5	対象物質	9
6	計画の対象範囲	10

## 第2章 計画の目標

1	温室効果ガスの排出量算出方法	11
2	第三次計画の達成状況	13
3	令和2年度（基準年度）の温室効果ガス排出量	23
4	設定目標	25

## 第3章 計画の取組内容

1	温室効果ガス排出削減等のために配慮すべき事項	28
---	------------------------	----

## 第4章 計画の推進

1	計画の推進体制	33
2	計画の進捗状況の点検・評価	33
3	取組結果の公表	33

### 【基礎資料】

施設別燃料等調査結果	35
武蔵村山市地球温暖化対策実行計画策定検討委員会設置要綱	39
武蔵村山市地球温暖化対策実行計画推進要綱	40
策定経過	42
策定検討委員会	42

## 第 1 章 計画の基本的事項

### 1 地球温暖化問題の概要

#### (1) 地球温暖化問題

地球の大気中には温室効果ガスとして二酸化炭素、メタン、一酸化二窒素、フロン類などがあり、地球の平均気温を生物が生存するのに適した 14℃ という温暖な状態が保たれるために大きな役割を果たしています。もし、温室効果ガスがなければ、地球の平均気温はマイナス 19℃ であり、氷の世界になってしまうといわれています。

このように重要な役割を果たしている温室効果ガスですが、18 世紀後半頃から、産業の発展に伴い、人類は石炭や石油、天然ガスなどの化石燃料を大量に採掘して消費するようになり、温室効果ガスの中でも地球温暖化に最も影響を及ぼしている二酸化炭素の大気中の濃度は、200 年前と比べ 30% 以上増加しているといわれています。

また、二酸化炭素の吸収源である森林が伐採されて、土地が開発されていることも、二酸化炭素の増加に影響を及ぼしています。

このまま人類が大量生産、大量消費、大量廃棄といったライフスタイルを見直さなければ、更に二酸化炭素などの温室効果ガスの大気中濃度が増加し、これに伴って太陽からの日射や地表面から放射する熱の一部がバランスを超えて温室効果ガスに吸収されることにより、地表面の温度が上昇してしまいます。

既に 20 世紀中の地球の平均気温は、100 年間で 0.6℃ 上昇しましたが、このまま推移すると、令和 3 年 8 月 9 日に公表された気候変動に関する政府間パネル（IPCC）第 6 次評価報告書では、考慮した全てのシナリオにおいて、少なくとも今世紀半ばまでは上昇し続け、向こう数十年の間に温室効果ガスの排出が大幅に減少しない限り、21 世紀中に地球温暖化は 1.5℃ 及び 2.0℃ を超えてくると予測されています。

急激な気温の上昇に伴う地球環境への影響としては、極端な高温、海洋熱波、大雨の頻度と強度の増加、いくつかの地域における農業及び生態学的干ばつの増加、強い熱帯低気圧の割合の増加、並びに北極域の海氷、積雪及び永久凍土の縮小があります。

人間が与えた影響が大気、海洋及び陸域を温暖化させてきたことには疑う余地がなく、大気、海洋、雪氷圏及び生物圏において、広範囲かつ急速な変化が現れていると指摘しています。

## (2) 国際的な動きと我が国の対応

地球温暖化防止に関する対策として、国際的には、平成4年に国連気候変動枠組条約が採択され、同年の国連環境開発会議（地球サミット）では、世界中の多くの国が署名を行い、平成6年に条約が発効しました。

また、これを受けて、締約国会議が第1回目のドイツのベルリン（COP1）から始まり、「温室効果ガスの排出及び吸収に関し、特定された期限の中で排出抑制や削減のための数量化された拘束力のある目標」を定めることが決められました。

平成9年には、地球温暖化防止京都会議（COP3）が開催され、京都議定書が採択されました。

この中で、我が国については、温室効果ガスの総排出量を「平成20年から平成24年」の第1約束期間に、平成2年レベルから6%削減するとの目標が定められました。

また、「平成25年から平成32年」の8年間を第2約束期間とし、平成2年レベルから少なくとも18%削減すること、新たに三ふっ化窒素（NF3）が削減対象のガスに追加されました。

その後、平成27年9月には、「国連持続可能な開発サミット」において、令和12年に向けた「持続可能な開発のための2030アジェンダ」が採択され、「持続可能な開発目標（SDGs：Sustainable Development Goals）」が掲げられました。

SDGsは、人間、地球及び繁栄のための行動計画として、17の目標（ゴール）と169のターゲットが設定されています。

SDGsのゴールとターゲットは、それぞれが相互に関係しており、一つの行動によって複数の課題を統合的に解決することで、持続可能な社会をめざすもので、エネルギー、持続可能な消費と生産、気候変動など、地球温暖化対策と密接にかかわるゴールも設定されています。

また、平成27年12月のCOP21で採択された「パリ協定」は、令和2年以降の温室効果ガス排出削減等に関する新たな枠組みとして、京都議定書以来18年ぶりとなる新たな法的拘束力を持つ国際的な合意文書であり、気候変動枠組条約に加盟する全ての国や地域が参加する画期的なものとなりました。

「世界的な平均気温の上昇を産業革命以前に比べて2℃より十分下方に抑えるとともに、1.5℃に抑える努力を追求すること」や「今世紀後半に温室効果ガスの人為的な発生源による排出と吸収の均衡を達成することをめざす」といった目標が盛り込まれています。

一方、その目標を達成したとしても、気候変動による影響は避けられないため、その影響に対する適応策が重要とされており、「適応能力を向上させること」や「資金の流れを低排出で気候に強靱な発展に向けた道筋に適合させること」などが規定されました。

さらに、平成30年10月に公表された、気候変動に関する政府間パネル（IPCC）の特別報告書では、「気温上昇を2℃よりリスクの低い1.5℃に抑えるためには、令和32年までに二酸化炭素の実質排出量をゼロにすることが必要」と報告されました。

なお、令和元年12月にはCOP25が開催され、COP24で合意に至らなかったパリ協定の詳細なルールづくりに関する交渉が行われましたが、合意には至りませんでした。

その後、令和3年11月にはCOP26が開催され、石炭火力の段階的廃止が議題に上がりましたが、関係各国の調整の結果、1.5℃目標に向かって世界が努力することが正式に合意されるにとどまり、パリ協定第6条のルールが整備されました。

### (3) 日本の温室効果ガスの排出状況

我が国は、平成25年度をピークとし、以降は温室効果ガスを削減しており、令和元年度の温室効果ガス総排出量は、12億1千200万t-CO<sub>2</sub>であり平成25年度の総排出量（14億800万t）と比べて14.0%減と、令和3年12月10日に発表された令和2年度の速報値では、総排出量は11億4千900万t（二酸化炭素（CO<sub>2</sub>）換算）で、前年度比5.1%減（平成25年度比18.4%減）となっています。

平成25年度比で排出量が減少した要因としては、エネルギー消費量の減少（省エネルギー等）や、電力の低炭素化（再生可能エネルギーの普及促進等）に伴う電力由来の二酸化炭素排出量の減少等が挙げられます。

また、我が国における二酸化炭素排出量の部門別の推移を見ると、産業部門、運輸部門、商業・サービス・事業所等の業務その他部門では平成25年度比で減少となっており、家庭部門からの排出量は平成25年度比で減少となっているものの、前年度比では若干増加しています。

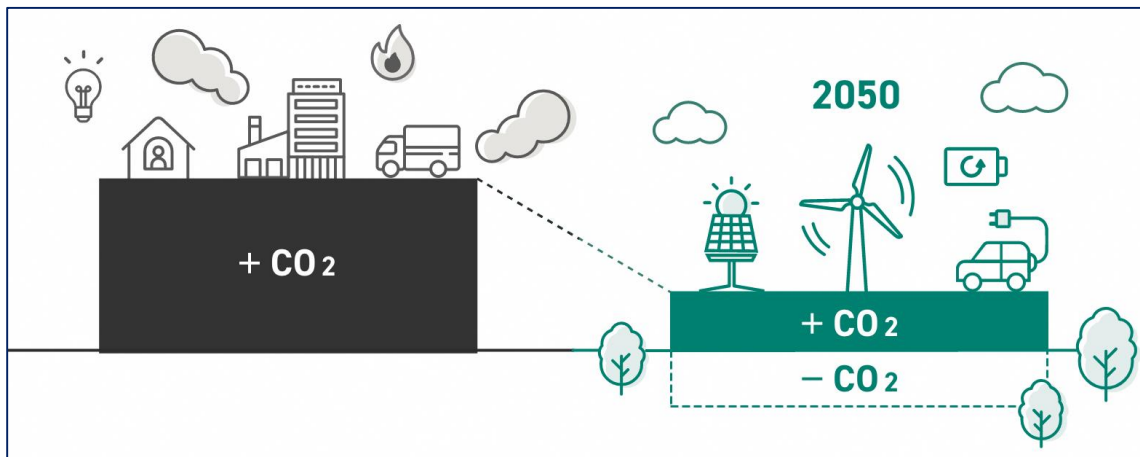
### (4) カーボンニュートラル

カーボンニュートラルとは温室効果ガスの排出量と吸収量を均衡させることを意味します。

令和3年10月、政府は令和32年までに温室効果ガスの排出を全体としてゼロにする、カーボンニュートラルを目指すことを宣言しました。

「排出を全体としてゼロ」というのは、二酸化炭素をはじめとする温室効果ガスの「排出量」から、植林、森林管理などによる「吸収量」を差し引いて、合計を実質的にゼロにすることを意味しています。

カーボンニュートラルの達成のためには、温室効果ガスの排出量の削減並びに吸収作用の保全及び強化をする必要があります。



※引用 環境省「脱炭素ポータル」より

### SDGsとは

SDGs (Sustainable Development Goals) (持続可能な開発目標)とは、平成27年9月の国連サミットで採択された“2030年に向けた国際的な社会開発目標”であり、誰一人取り残さない持続可能で多様性と包摂性のある社会の実現に向けて、17のゴール、169のターゲットを位置付け、232の指標を設定しています。

これを受けて日本では、内閣総理大臣を本部長、内閣官房長官及び外務大臣を副本部長、他の全ての閣僚を構成員とするSDGs推進本部を設置し、「持続可能な開発目標 (SDGs) 実施指針」を策定しました。

この指針は国連のSDGsサミットの開催ごとに改訂を行っています。

世界共通の目標であり、それらの達成を目指すために、国や企業、地方公共団体も取り組んでいくことが期待されています。

本市においても、職員による率先行動や市民・事業者と一体になった行動により、脱炭素社会の実現を見据えて、持続可能な社会に向けた取り組みを推進します。

アイコン	ゴールの名称等	アイコン	ゴールの名称等
	<b>1. 貧困をなくそう</b> あらゆる場所のあらゆる形態の貧困を終わらせる		<b>10. 人や国の不平等をなくそう</b> 各国内及び各国間の不平等を是正する
	<b>2. 飢餓をゼロに</b> 飢餓を終わらせ、食糧安全保障及び栄養改善を実現し、持続可能な農業を促進する		<b>11. 住み続けられるまちづくりを</b> 包摂的で安全かつ強靱で持続可能な人間居住を実現する
	<b>3. すべての人に健康と福祉を</b> あらゆる年齢のすべての人々の健康的な生活を確保し、福祉を促進する		<b>12. つくる責任つかう責任</b> 持続可能な生産消費形態を確保する
	<b>4. 質の高い教育をみんなに</b> すべての人々への包摂的かつ公正な質の高い教育を確保し、生涯学習の機会を促進する		<b>13. 気候変動に具体的な対策を</b> 気候変動及びその影響を軽減するための緊急対策を講じる
	<b>5. ジェンダー平等を実現しよう</b> ジェンダー平等を達成し、すべての女性及び女児の能力強化を行う		<b>14. 海の豊かさを守ろう</b> 持続可能な開発のために海洋・海洋資源を保全し、持続可能な形で利用する
	<b>6. 安全な水とトイレを世界中に</b> すべての人々の水と衛生の利用可能性と持続可能な管理を確保する		<b>15. 陸の豊かさを守ろう</b> 陸域生態系の保護、回復、持続可能な利用の推進、持続可能な森林の経営、砂漠化への対処、ならびに土地の劣化の阻止・回復及び生物多様性の損失を阻止する
	<b>7. エネルギーをみんなにそしてクリーンに</b> すべての人々の、安価かつ信頼できる持続可能な近代的エネルギーへのアクセスを確保する		<b>16. 平和と公正をすべての人に</b> 平和で包摂的な社会を促進し、すべての人々に司法へのアクセスを提供し、あらゆるレベルにおいて効果的で説明責任のある包摂的な制度を構築する
	<b>8. 働きがいも経済成長も</b> 包摂的かつ持続可能な経済成長及びすべての人々の完全かつ生産的な雇用と働きがいのある人間らしい雇用を促進する		<b>17. パートナーシップで目標を達成しよう</b> 持続可能な開発のための実施手段を強化し、グローバル・パートナーシップを活性化する
	<b>9. 産業と技術革新の基盤をつくろう</b> 強靱なインフラ構築、包摂的かつ持続可能な産業化の促進及びイノベーションの推進を図る		<ul style="list-style-type: none"> <li>・カラーホイール 17のゴールそれぞれのカラーを一つの輪として表現した、SDGsを象徴するアイコン</li> </ul>

## 2 実行計画策定の背景

地球温暖化対策の推進に関する法律第4条第1項では、地方公共団体の責務として、地方公共団体は、その区域の自然的社会的条件に応じた温室効果ガスの排出の抑制等のための施策を推進するものとするものが規定されています。

また、同法第21条第1項の規定により、都道府県及び市町村は、地球温暖化対策計画に即して、当該都道府県及び市町村の事務及び事業に関し、温室効果ガスの排出の量の削減並びに吸収作用の保全及び強化のための措置に関する計画を策定するものとされており、同条第8項の規定により、都道府県及び市町村は、当該計画を策定し、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表し、さらに、同条第10項の規定により、当該計画に基づく措置及び施策の実施の状況（温室効果ガス総排出量を含む。）を公表しなければならないとされています。

東京都においては、一事業所として多大なエネルギー・資源を消費する都自身が自らの事務事業に伴う温室効果ガス削減の取組を一層強化し、令和3年3月に「ゼロエミッション都庁行動計画」を策定し、温室効果ガス排出量を令和12年までに50%削減（平成12年比）を表明しました。その中で、建物のゼロエミッション化に向けた省エネルギーの推進・再生可能エネルギーの利用拡大、ZEV（ゼロエミッションビークル）の導入推進、使い捨てプラスチックの削減、食品ロスの削減、フロン対策の推進について全庁的に取り組み、都庁における「2030年カーボンハーフ」を目指しています。

一方、本市においては、平成24年11月に「武蔵村山市第二次地球温暖化対策実行計画」を策定し、環境に配慮した製品や低公害車の積極的導入、庁舎の照明のLED化等の取組を行い、温室効果ガスの排出の抑制に取り組み、平成29年3月に「武蔵村山市第三次地球温暖化対策実行計画」（以下「第三次計画」という。）を策定し、エネルギーの有効利用の推進に対する職員の意識の高揚を図ることにより、事務・事業における地球温暖化防止対策を進めています。今後は更なる温室効果ガス抑制に向け加速的に取り組みを推進する必要があります。

なお、第三次計画の達成状況については、13ページ以降に記載しています。



## 地球温暖化対策の推進に関する法律（抜粋）

（地方公共団体の責務）

第4条 地方公共団体は、その区域の自然的社会的条件に応じた温室効果ガスの排出の抑制等のための施策を推進するものとする。

2 地方公共団体は、自らの事務及び事業に関し温室効果ガスの排出の量の削減並びに吸収作用の保全及び強化のための措置を講ずるとともに、その区域の事業者又は住民が温室効果ガスの排出の抑制等に関して行う活動の促進を図るため、前項に規定する施策に関する情報の提供その他の措置を講ずるように努めるものとする。

（地方公共団体実行計画等）

第21条 都道府県及び市町村は、単独で又は共同して、地球温暖化対策計画に即して、当該都道府県及び市町村の事務及び事業に関し、温室効果ガスの排出の量の削減並びに吸収作用の保全及び強化のための措置に関する計画（以下「地方公共団体実行計画」という。）を策定するものとする。

2 地方公共団体実行計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

- (1) 計画期間
- (2) 地方公共団体実行計画の目標
- (3) 実施しようとする措置の内容
- (4) その他地方公共団体実行計画の実施に関し必要な事項

8 都道府県及び市町村は、地方公共団体実行計画を策定したときは、遅滞なく、単独で又は共同して、これを公表しなければならない。

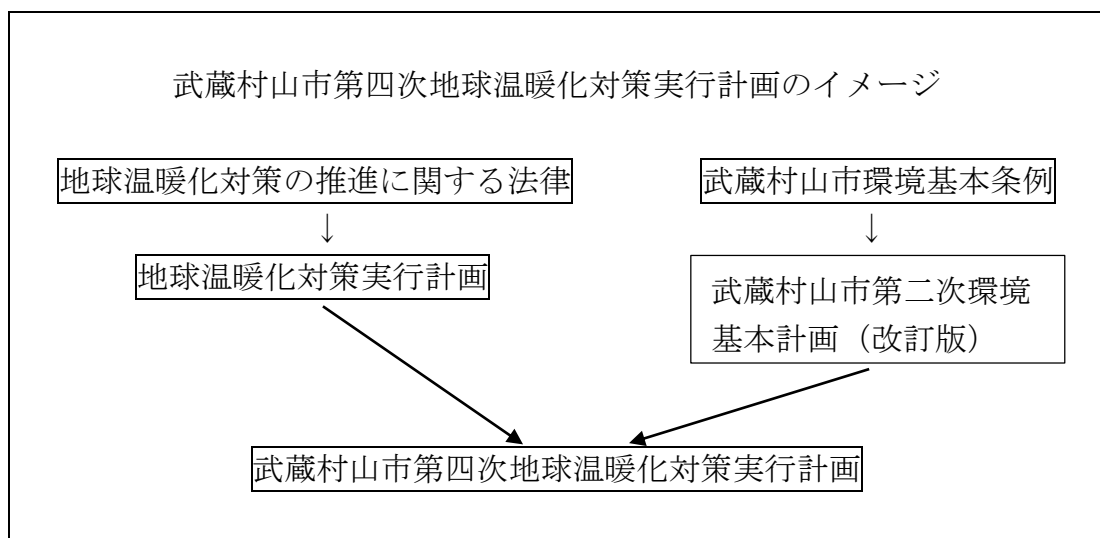
9 第5項から前項までの規定は、地方公共団体実行計画の変更について準用する。

10 都道府県及び市町村は、単独で又は共同して、毎年1回、地方公共団体実行計画に基づく措置及び施策の実施の状況（温室効果ガス総排出量を含む。）を公表しなければならない。

### 3 計画の位置付け

本市においては、平成28年3月に「武蔵村山市第二次環境基本計画」を、令和3年3月に「武蔵村山市第二次環境基本計画（改訂版）」を策定し、望ましい環境の保全と創出に向けて、5つの施策の柱を掲げています。その1つに「エネルギーの有効利用の推進」があり、取組方針として①省エネルギー推進、②再生可能エネルギーの推進、③低炭素なまちの形成、④気候変動に関する情報提供と地域情報の把握を掲げています。

「武蔵村山市第四次地球温暖化対策実行計画」は、エネルギーの有効利用の推進に対する職員の意識の高揚を図ることにより、本市の事務・事業における地球温暖化防止対策を進めていくために策定するものです。



### 4 計画期間

本計画の期間は、令和4年度を初年度として令和8年度までの5年間とします。

ただし、本計画の実施・進捗状況、また、法改正や技術的進歩といった社会情勢等の変化を踏まえて、必要に応じて見直しを行います

## 5 対象物質

本計画の対象とする温室効果ガスは、地球温暖化対策の推進に関する法律第2条3項に規定された次表の7分類のうち、本市において発生原因となる事務・事業のないパーフルオロカーボン（PFC）、六ふっ化硫黄（SF6）、三ふっ化窒素（NF3）を除く4物質とします。

ガスの種類	主な発生源
① 二酸化炭素 (CO2)	産業、民生、運輸部門などにおける石炭や石油などの化石燃料の燃焼に伴い発生し、温室効果ガス全体の9割以上を占めています。 本市では燃料や電気の消費に伴い発生しています。
② メタン (CH4)	稲作、家畜の腸内発酵などの農業部門から出るのが半分を占め、廃棄物の埋立てからも2~3割を占めています。 本市では公用車の走行に伴い発生しています。
③ 一酸化二窒素 (N2O)	燃料の燃焼に伴うものが半分以上を占めますが、工業プロセスや農業からの排出もあります。 本市では公用車の走行に伴い発生しています。
④ ハイドロフルオロカーボン (HFC)	エアゾール製品の噴射剤、カーエアコンや冷蔵庫の冷媒、断熱発泡剤などに使用されています。 本市ではエアコン搭載の公用車から発生しています。
⑤ ※パーフルオロカーボン (PFC)	半導体等製造用や電子部品などの不活性液体などとして使用されています。 ※ 本市の事務・事業からは発生していません。
⑥ ※六ふっ化硫黄 (SF6)	変電設備に封入される電気絶縁ガスや半導体等製造用などとして使用されています。 ※ 本市の事務・事業からは発生していません。
⑦ ※三ふっ化窒素 (NF3)	半導体化学でエッチングガスとして使用されています。 また、使用は増加傾向にあります。 ※ 本市の事務・事業からは発生していません。

環境省資料より抜粋

## 6 計画の対象範囲

地球温暖化対策の推進に関する法律に基づき、本計画においては、本市の組織及び施設における全ての事務・事業を対象とします。

また、道路等の照明灯及び防災行政無線・消防車・工事用重機類等については、防犯・防災面等から削減することが困難であるため対象外とします。また、委託等により実施する事務・事業は原則として対象外としますが、温室効果ガスの排出抑制等の措置が可能なものは、受託者に対して必要な措置を講ずるよう要請します。

令和3年4月1日現在

組 織 名		主な対象施設等
企画財政部	秘書広報課、企画政策課、行政経営課、財政課	庁舎、庁用自動車
総務部	総務契約課、文書法制課、職員課、防災安全課	庁舎、消防分団車庫、災害対策用備蓄倉庫、庁用自動車等（防犯パトロール車を除く）
市民部	市民課、保険年金課、課税課、収納課	庁舎、緑が丘出張所、庁用自動車
協働推進部	協働推進課、産業観光課、環境課、ごみ対策課	庁舎、緑が丘ふれあいセンター、かたくりの湯、公園、児童遊園、運動広場、庁用自動車等
健康福祉部	福祉総務課、高齢福祉課、障害福祉課、生活福祉課、健康推進課、新型コロナウイルス感染症対策室	庁舎、高齢者サービスセンター、福祉会館、老人福祉館、市民総合センター、若草集会所、保健相談センター、庁用自動車等
子ども家庭部	子ども青少年課、子ども子育て支援課	庁舎、市民総合センター、保育園、児童館、学童クラブ、庁用自動車等
都市整備部	都市計画課、交通企画・モノレール推進課、区画整理課、道路下水道課、施設課	庁舎、ポケットパーク、市営住宅、資材置場、庁用自動車
会計課		庁舎
議会事務局		庁舎
教育委員会 教育部	教育総務課、教育指導課、学校給食課、文化振興課、スポーツ振興課、図書館	庁舎、小・中学校、給食センター、市民会館、地区会館、公民館・分館、地区集会所（若草集会所を除く。）、歴史民俗資料館・分館、総合体育館、屋外運動施設、野山北公園プール、図書館、庁用自動車等
選挙管理委員会事務局		庁舎
監査事務局		庁舎
農業委員会事務局		庁舎

## 第2章 計画の目標

### 1 温室効果ガスの排出量算出方法

#### (1) 排出係数

温室効果ガスの排出量の算出は、地球温暖化対策の推進に関する法律施行令第3条に規定する方法により行います。排出係数は、次の表のとおりです。

活動の区分			排出係数	
温室効果ガス	号	内容	値	単位
二酸化炭素 (CO <sub>2</sub> )	1号イ	燃料の使用に伴う排出		
		ガソリン	2.32	Kg-CO <sub>2</sub> /ℓ
		灯油	2.49	
		軽油	2.58	
		A重油	2.71	Kg-CO <sub>2</sub> /kg
		液化石油ガス (LPG)	3.00	
	都市ガス	2.23	Kg-CO <sub>2</sub> /N m <sup>3</sup>	
1号ロ	他人から共有された電気の使用に伴う排出	0.448~0.457	Kg-CO <sub>2</sub> /kWh	
メタン (CH <sub>4</sub> )	2号ニ	自動車の走行に伴う排出		
		ガソリン/普通・小型乗用車	0.000010	Kg-CH <sub>4</sub> /km
		ガソリン/軽乗用車	0.000010	
		ガソリン/小型貨物車	0.000015	
		ガソリン/軽貨物車	0.000011	
		ガソリン/特殊用途車	0.000035	
	軽油/小型貨物車	0.000076		
—	ガソリン/ハイブリッド乗用車	0.000025		
一酸化二窒素 (N <sub>2</sub> O)	3号ホ	自動車の走行に伴う排出		
		ガソリン/普通・小型乗用車	0.000029	Kg-N <sub>2</sub> O/km
		ガソリン/軽乗用車	0.000022	
		ガソリン/小型貨物車	0.000026	
		ガソリン/軽貨物車	0.000022	
		ガソリン/特殊用途車	0.000035	
	軽油/小型貨物車	0.000009		
—	ガソリン/ハイブリッド乗用車	0.0000005		
ハイドロフルオロカーボン (HFC)	4号イ	自動車用エアコンディショナーの使用時の排出	0.010	Kg-HFC/台・年

※ 法施行令第3条排出係数一覧表より抜粋

※ 排出係数については、各年度の数値が変更します。

※ ガソリン/ハイブリッド乗用車に関するメタン及び一酸化二窒素については、今後、法施行令第3条第2項に基づき、排出係数が設定されることも考えられます。

#### (2) 地球温暖化係数

二酸化炭素の温暖化への影響を1とした場合、他の温室効果ガスの温暖化への影響が何倍であるかを比率として見積もったもので、温室効果ガスの種類ごとに地球温暖化対策の推進に関する法律施行令第4条に規定されています。

なお、対象となる温室効果ガスの地球温暖化係数は、同令の一部改正により、平成28年5月27日に改正されました。

温室効果ガス	地球温暖化係数
二酸化炭素 (CO <sub>2</sub> )	1
メタン (CH <sub>4</sub> )	25
一酸化二窒素 (N <sub>2</sub> O)	298
ハイドロフルオロカーボン (HFC)	1,430

(注) ハイドロフルオロカーボンには様々な種類があり、地球温暖化係数ではその中の一つである1・1・1・2-テトラフルオロエタンを示しています。

## 2 第三次計画の達成状況

### (1) 温室効果ガス総排出量

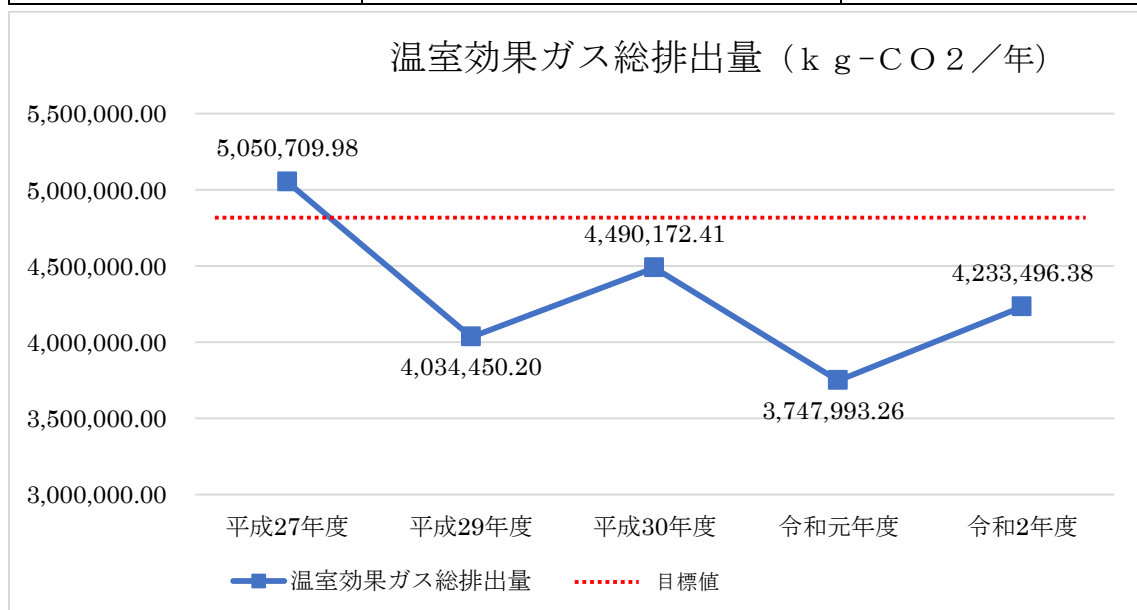
平成27年度を基準年度とした第三次計画の達成状況は次のとおりです。

第三次計画では、温室効果ガスの排出量について、平成27年度と比較し、5%以上の削減を目標としており、令和2年度の温室効果ガス排出量については、新型コロナウイルス感染症拡大防止対策による影響もありましたが、基準年度と比べ、16.18%の減少となり、目標を達成しました。

なお、各年度の温室効果ガス排出量は、各年度の排出係数を使用して算出しています。

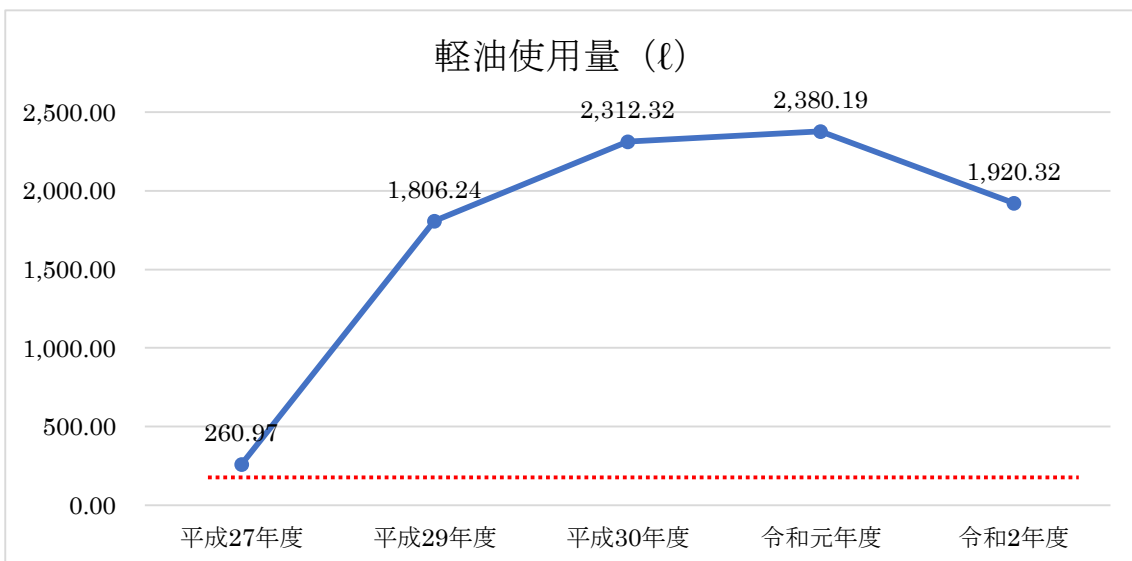
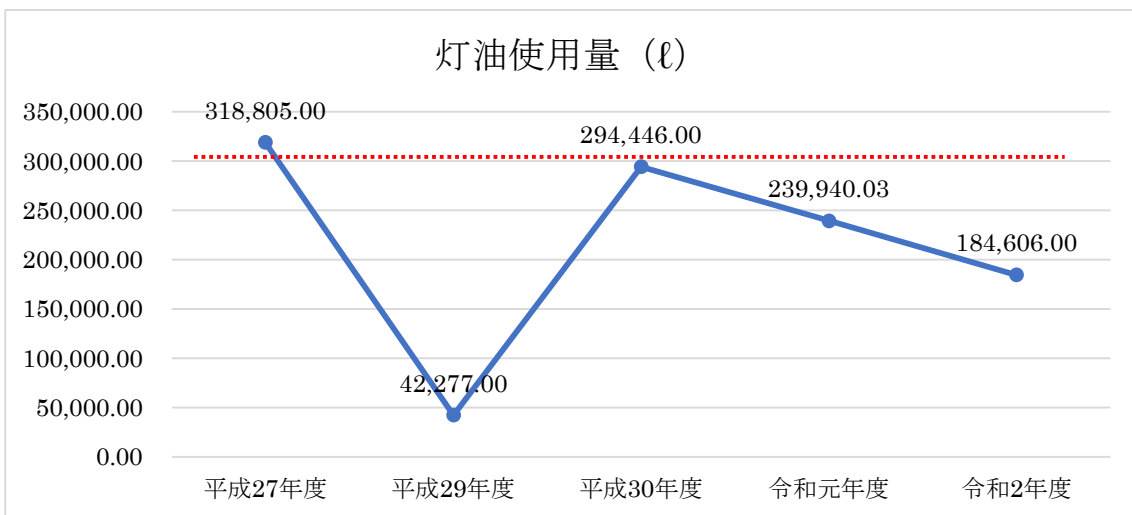
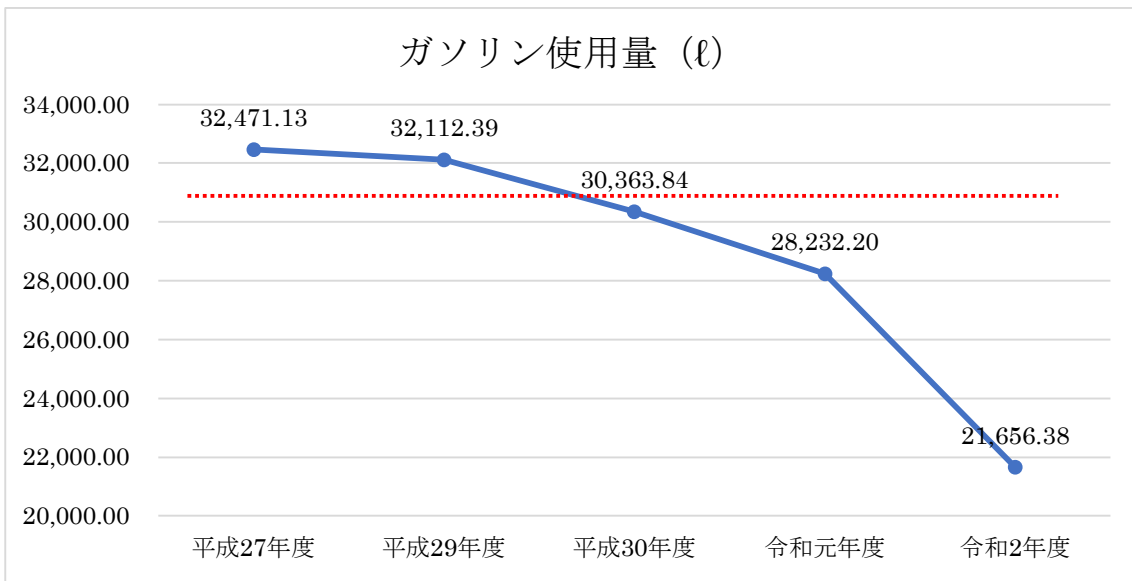
#### <<年度別温室効果ガス総排出量>>

対象年度	温室効果ガス総排出量 (単位 kg-CO <sub>2</sub> /年)	増減率 (%)
平成27年度 (基準年度)	5,050,709.98	—
平成29年度	4,034,450.20	△20.12
平成30年度	4,490,172.41	△11.10
令和元年度	3,747,933.26	△25.79
令和2年度	4,233,496.38	△16.18

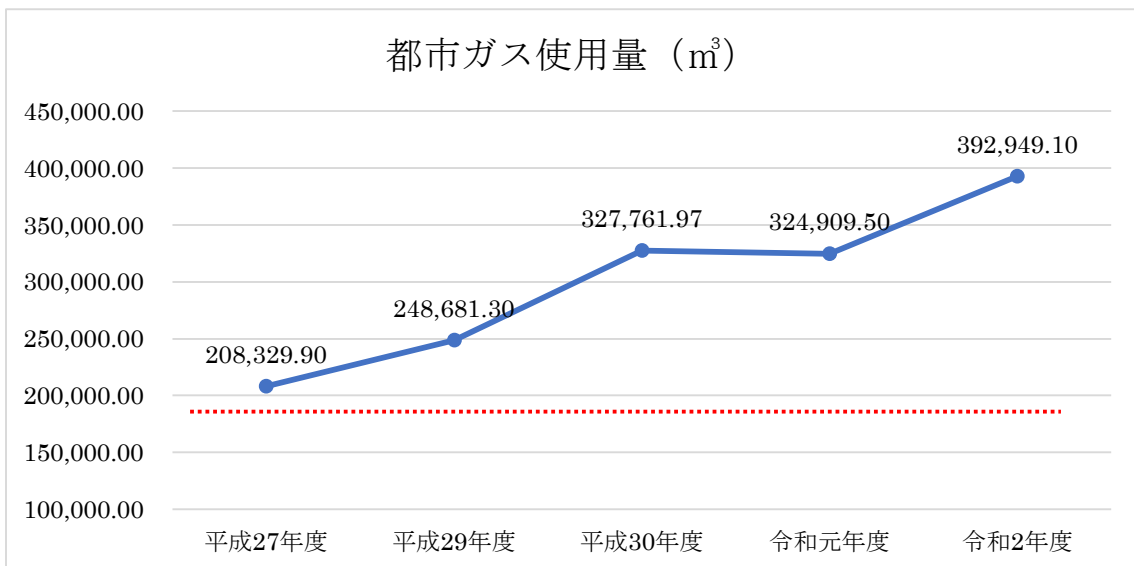
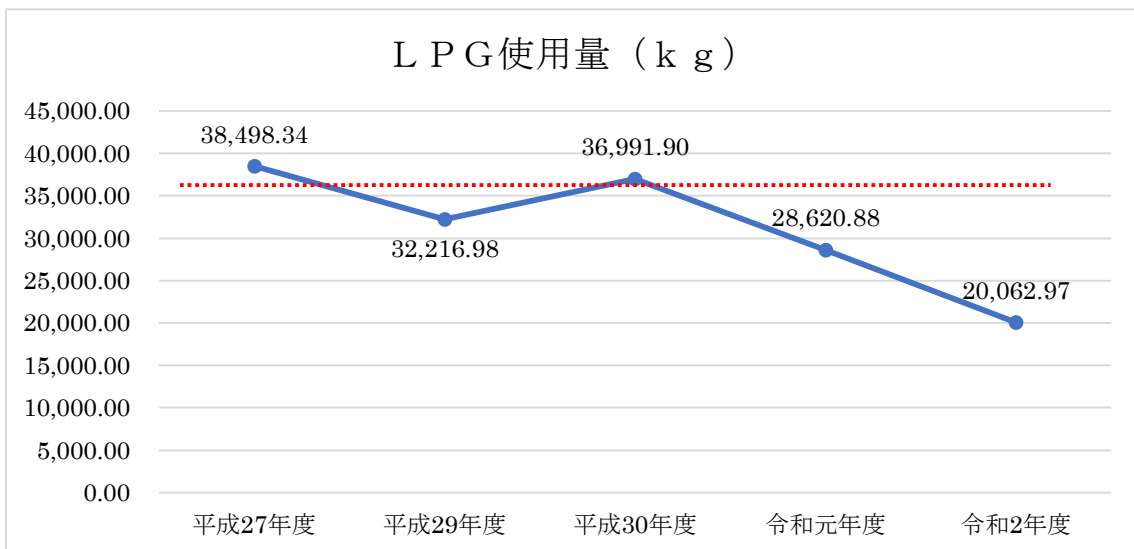
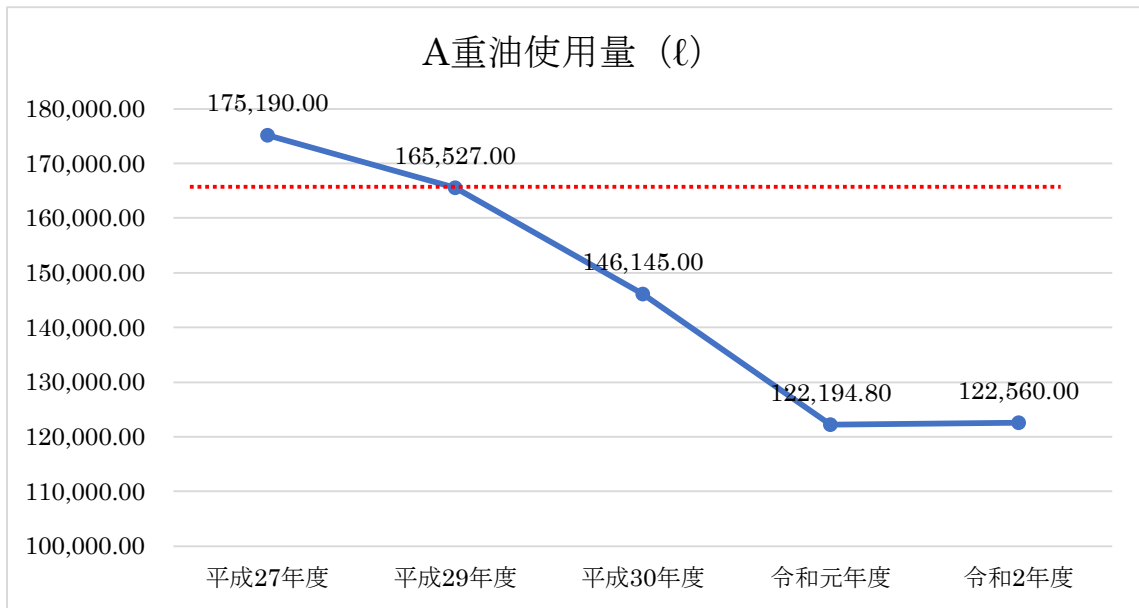


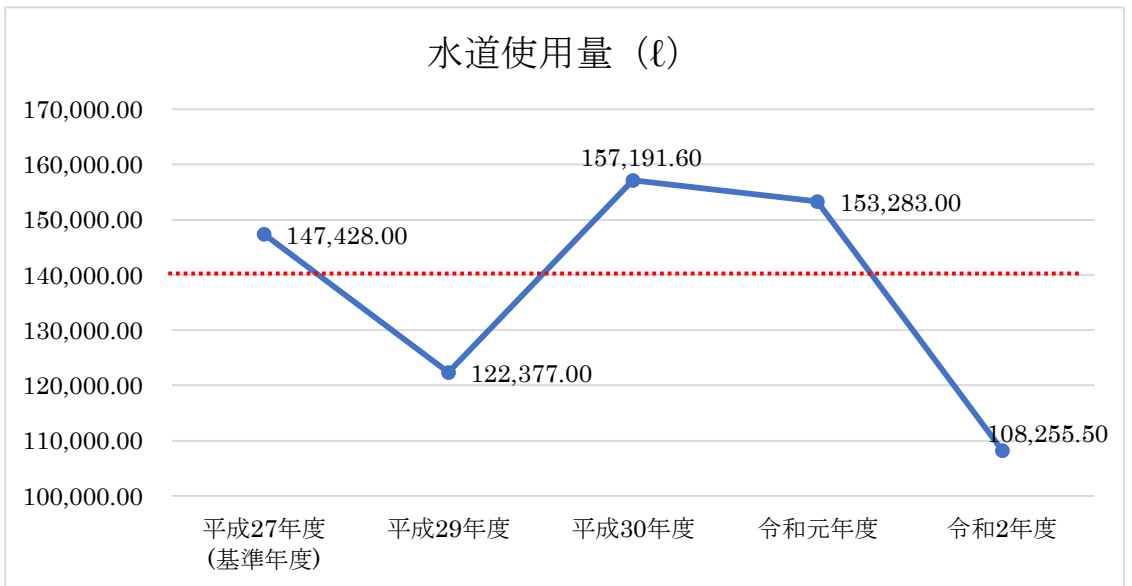
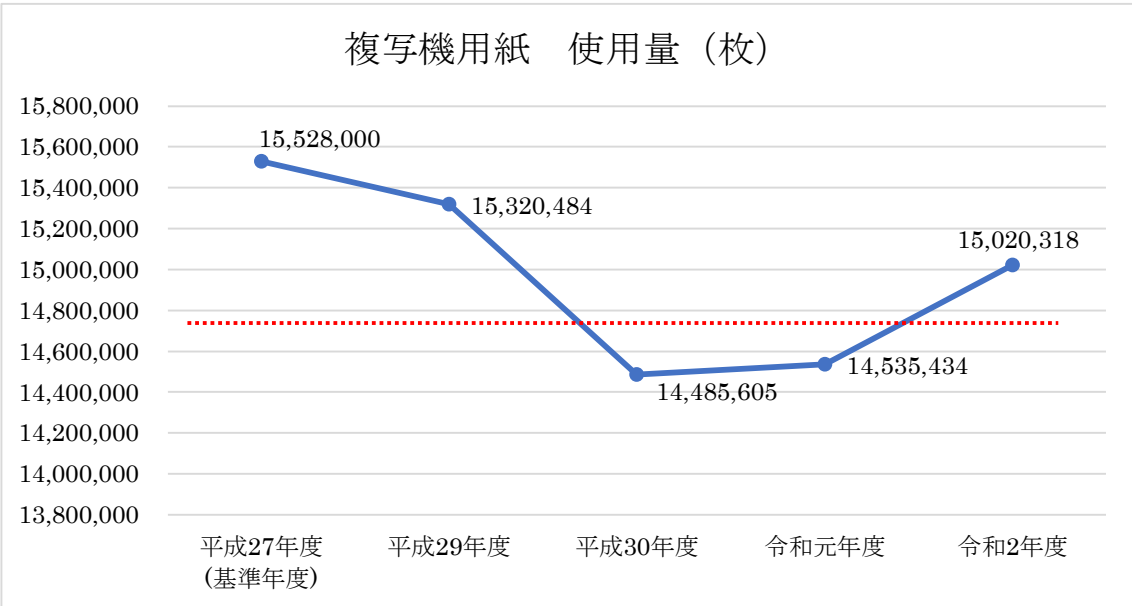
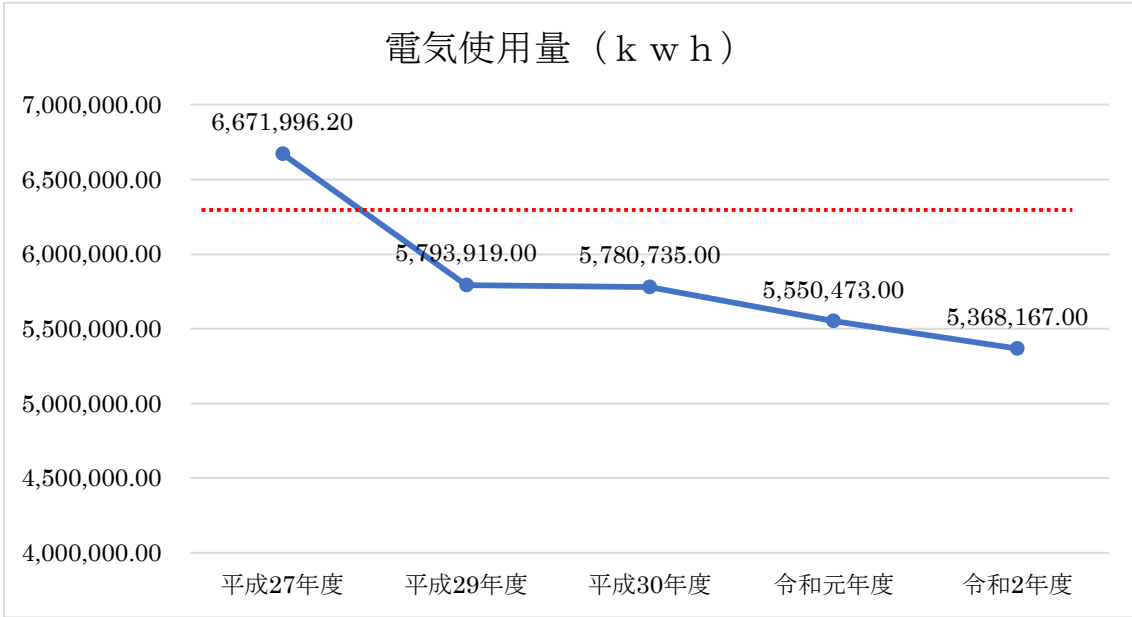
(2) エネルギー使用量

エネルギー種類ごとの使用量の推移は次のとおりです。









(3) 第三次計画の取組内容調査結果

市の各課を対象に地球温暖化に対する職員の行動・意識調査を平成29年度から令和2年度にかけて行っており、その結果は次のとおりです。

ア 購入等に当たって配慮すべき事項

項目	実行率 (%)				
	平成 29年度	平成 30年度	令和 元年度	令和 2年度	平均
1 用紙類					
① 古紙配合率の高い用紙とすること。	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
② 白色度の低い製品とすること。	100.0	100.0	96.9	100.0	99.2
③ 印刷物発注の際は古紙配合率の高い用紙とすること。	94.6	94.6	94.4	89.2	93.2
④ トイレットペーパー等は再生紙が使用されている製品とすること。	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
2 電気製品					
① エネルギー消費効率の高い製品とすること。	93.8	94.1	94.4	90.5	93.2
② 適正規模の機器とすること。	95.2	95.7	95.5	100.0	96.6
③ エネルギー消費の少ない自動販売機とすること。	85.7	100.0	100.0	100.0	96.4
3 公用車					
① 低公害車、低燃費車とすること。	72.7	78.3	78.3	81.0	77.6
4 文具・事務機器等					
① ノート、ファイル等は再生紙が使用されている製品とすること。	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
② ボールペン等は詰め替えや補充等が出来る製品とすること。	97.7	100.0	100.0	100.0	99.4
③ 再生しにくいコーティング紙等を控えること。	100.0	100.0	97.5	100.0	99.4
④ 間伐材、未利用繊維等から作られた製品とすること。	87.5	80.6	82.1	89.3	84.9

⑤ 廃プラスチックから作られた製品とすること。	90.3	89.7	90.3	93.5	91.0
⑥ その他紙以外の再生された製品とすること。	96.9	100.0	100.0	100.0	99.2
5 容器・包装材					
① 簡易包装された製品とすること。	100.0	95.8	96.0	100.0	98.0
② 詰め替え可能な製品とすること。	100.0	96.2	96.0	100.0	98.1
③ リターナブル容器の製品とすること。	100.0	95.0	90.9	100.0	96.5
④ リサイクルできる容器包装材とすること。	94.7	94.7	95.7	100.0	96.3
6 その他					
① 環境ラベリング製品とすること。	95.2	97.4	97.4	100.0	97.5
② グリーン購入を推進すること。	100.0	100.0	97.6	100.0	99.4

(注) 環境ラベリング製品とは、環境に配慮した製品であることを文言やマークで記したものです。  
また、グリーン購入とは、製品やサービスを購入する際に、環境を考慮して、必要性をよく考え、環境への負荷ができるだけ少ないものを選んで購入することです。

## イ 使用に当たって配慮すべき事項

項目	実行率 (%)				
	平成 29年度	平成 30年度	令和 元年度	令和 2年度	平均
1 用紙類					
① 両面コピー、両面印刷すること。	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
② 使用済み用紙、使用済み封筒を再利用すること。	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
③ 電子掲示板やメールを活用し、ペーパーレスを推進すること。	95.5	95.5	95.5	100.0	96.6
④ 文書は可能な限り回覧すること。	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
⑤ 資料、印刷物等を作成するときは、ページ数や部数を必要最小限とすること。	97.7	97.7	97.7	100.0	98.3

2 水						
①	水道水圧を調整すること。	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
②	日常的な節水をすること。	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
③	水漏れ点検をすること。	90.9	92.3	100.0	100.0	95.8
④	バケツ利用等により公用車の洗車方法を改善すること。	92.3	92.9	93.3	100.0	94.6
3 エネルギー（電気・燃料）						
①	始業前、昼休み、残業時は、不要な照明を消灯すること。	100.0	97.7	95.2	95.2	97.0
②	トイレ等未使用時には、照明を消灯すること。	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
③	事務の効率化を図り、残業を減らすこと。	90.9	95.5	95.5	100.0	95.5
④	OA 機器を一定時間使用しないときには、電源を切ること。	90.9	93.2	88.6	95.3	92.0
⑤	省エネ・節電モードを活用すること。	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
⑥	冷暖房温度を適正な設定（夏 28℃・冬 20℃）にすること。	94.4	90.5	94.7	100.0	94.9
⑦	冷暖房時には、ブラインドやカーテンを活用し空調効率を高めること。	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
⑧	冷暖房時の窓や出入口の開放禁止をすること。	100.0	100.0	100.0	86.7	96.7
⑨	エレベーターの使用を控え、階段を利用すること。	97.6	100.0	100.0	100.0	99.4
⑩	自然光を活用し、照明の利用を減らすこと。	88.9	88.6	91.9	89.5	89.7
⑪	自動販売機の省エネ対策をすること。	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
⑫	夏季及び冬季において、快適に過ごせるようにそれぞれクールビズ、ウォームビズを実施すること。	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0

4 公用車						
①	アイドリングストップを徹底すること。	93.0	95.2	95.3	92.9	94.1
②	加減速の少ない運転に努めること。	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
③	タイヤの空気圧調整等の車両整備を適正に実施すること。	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
④	不要な荷物等は積載しないこと。	97.7	97.6	100.0	100.0	98.8
⑤	過度なエアコンの使用をしないこと。	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
⑥	低公害車を優先的に利用すること。	81.1	87.2	88.1	87.5	86.0
⑦	公用車の台数の見直しを検討すること。	60.0	64.7	66.7	82.4	68.5
⑧	公共交通機関を優先的に利用すること。	86.8	89.7	88.1	87.8	88.1
⑨	相乗りの励行をすること。	97.6	97.6	100.0	100.0	98.8
⑩	短距離の移動手段には自転車を利用すること。	84.6	85.0	82.5	86.8	84.7

#### ウ 廃棄に当たって配慮すべき事項

項目	実行率 (%)					
	平成 29年度	平成 30年度	令和 元年度	令和 2年度	平均	
1 資源化、リサイクル						
①	リフューズ（ごみになるものは買わない・断る）、リデュース（ごみを減らす）、リユース（一度使ったものは捨てずに再利用する）、リサイクル（資源として再利用する）の優先順位に沿って廃棄物を減量すること。	100.0	100.0	97.6	100.0	99.4
②	生ゴミは、しっかりと水分を切ってから出すこと。	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
③	プリンターのトナーカートリッジを回収してもらうこと。	100.0	100.0	97.7	100.0	99.4

2 その他						
①	フロンガス使用製品を適正に処理すること。	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0

エ 設計・施工に当たって配慮すべき事項

項目	実行率 (%)					
	平成 29年度	平成 30年度	令和 元年度	令和 2年度	平均	
1 緑化等						
①	施設更新の際は、屋上や壁面の緑化をすること。	55.6	60.0	75.0	80.0	67.7
②	都市公園等の整備を通じ、緑化をすること。	100.0	100.0	100.0	80.0	95.0
③	公共・公益施設における緑化をすること。	61.5	69.2	75.0	100.0	76.4
④	歩行者・自転車道の整備を通じ、緑化をすること。	66.7	100.0	100.0	100.0	91.7
⑤	街路樹を適正に整備すること。	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
⑥	既存公園を適切に維持管理すること。	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
⑦	保存樹木、保存樹林を保全すること。	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
⑧	狭山丘陵や市街地における樹林地等を保全すること。	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
2 省エネルギー						
①	新規施設には、省エネルギー機器を導入すること。	100.0	100.0	90.0	100.0	97.5
②	太陽光発電等の自然エネルギーを利用する設備を導入すること。	66.7	63.6	66.7	83.3	70.1
③	節水器具を導入すること。	86.7	75.0	80.0	90.9	83.2
④	照明器具等電気機器の更新の際は、省エネルギー型を導入すること。	94.1	94.4	93.8	100.0	95.6

3 水利用の合理化						
①	雨水貯蔵施設を設置し、雨水利用すること。	50.0	50.0	57.1	75.0	58.0
②	雨水の地下浸透（透水性舗装、浸透枳等）をさせること。	66.7	66.7	57.1	75.0	66.4

オ その他の配慮すべき事項

項目	実行率 (%)					
	平成 29年度	平成 30年度	令和 元年度	令和 2年度	平均	
1 職員の啓発						
①	環境に関する研修、講演会に積極的に参加すること。	66.7	63.9	44.8	45.2	55.2
②	環境に関する情報を職員に提供すること。	90.6	93.5	90.0	87.1	90.3
③	環境配慮に関する職員のアイデアを募集すること。	34.8	45.5	40.9	37.5	39.7
2 環境情報の活用						
①	公的機関や事業者自らが発信する製品への環境ラベル表示、製品カタログ、インターネットサイト等の情報を利用すること。	73.5	73.5	79.4	78.8	76.3



### 3 令和2年度（基準年度）の温室効果ガス排出量

本市の事務・事業に伴う令和2年度の温室効果ガス排出量について、種類別にみると、次のとおりとなります。

#### (1) 燃料等の使用に伴う二酸化炭素からの温室効果ガス排出量

燃 料 等	単 位	使用量	排出係数	温暖化係数	C02 換算排出量 (kg-C02/年)
ガソリン	ℓ	21,656.38	2.32	1	50,242.80
灯油	ℓ	184,606.00	2.49		459,668.94
軽油	ℓ	1,920.32	2.58		4,954.42
A重油	ℓ	122,560.00	2.71		332,137.60
液化石油ガス(LPG)	kg	20,062.97	3.00		60,188.91
都市ガス	m <sup>3</sup>	392,949.10	2.23		876,276.49
電気	kwh	5,368,167.00	0.448~0.457		2,447,352.46

#### (2) 公用車の走行に伴うメタンからの温室効果ガス排出量

車 種 (台)		単 位	走行距離	排出係数	温暖化係数	C02 換算排出量 (kg-C02/年)
ガ ソ リ ン	普通・小型乗用車(13)	km	44,459	0.000010	25	11.11
	軽乗用車 (11)	km	31,178	0.000010		7.79
	小型貨物車 (9)	km	24,228	0.000015		9.08
	軽貨物車 (37)	km	79,456	0.000011		21.85
	ハイブリッド (6)	km	13,759	0.0000025		0.85
	特殊用途車 (1)	km	408	0.000035		0.35
軽油	小型貨物車 (4)	km	15,099	0.0000076		2.86
電 気	普通・小型乗用車 (6)	Km	17,065			
	軽貨物車 (1)	km	1,949			

(3) 公用車の走行に伴う一酸化二窒素からの温室効果ガス排出量

車種 (台)		単位	走行距離	排出係数	温暖化係数	C02 換算排出量 (kg-C02/年)
ガ ソ リ ン	普通・小型乗用車 (13)	km	44,459	0.000029	298	384.21
	軽乗用車 (11)	km	31,178	0.000022		204.40
	小型貨物車 (9)	km	24,228	0.000026		187.71
	軽貨物車 (37)	km	79,456	0.000022		520.91
	ハイブリッド (6)	km	13,759	0.000005		20.50
	特殊用途車 (1)	km	408	0.000035		4.25
軽油	小型貨物車 (4)	km	15,099	0.000009		40.49
電 気	普通・小型乗用車 (6)	Km	17,065			
	軽貨物車 (1)	km	1,949			

(4) エアコン搭載の公用車の保有台数に伴うハイドロフルオロカーボンからの温室効果ガス排出量

公用車台数	排出係数	温暖化係数	C02 換算排出量 (kg-C02/年)
88 台	0.010	1,430	1,258.4

#### 4 設定目標



### 温室効果ガス排出量の削減目標

〈目標〉 令和8年度の目標値

3, 383, 975 kg-CO<sub>2</sub>

令和2年度比20%削減

#### (1) 目標の設定方法

「2050年カーボンニュートラル、脱炭素社会の実現に向けて」の、国の「地球温暖化対策計画」では、令和12年度に平成25年度比で、温室効果ガス排出量を46%削減することを目標としており、長期的には令和32年までに80%削減することとしています。本市においても国の計画と合わせて、今後5年で着実に温室効果ガスを削減していく必要があります。

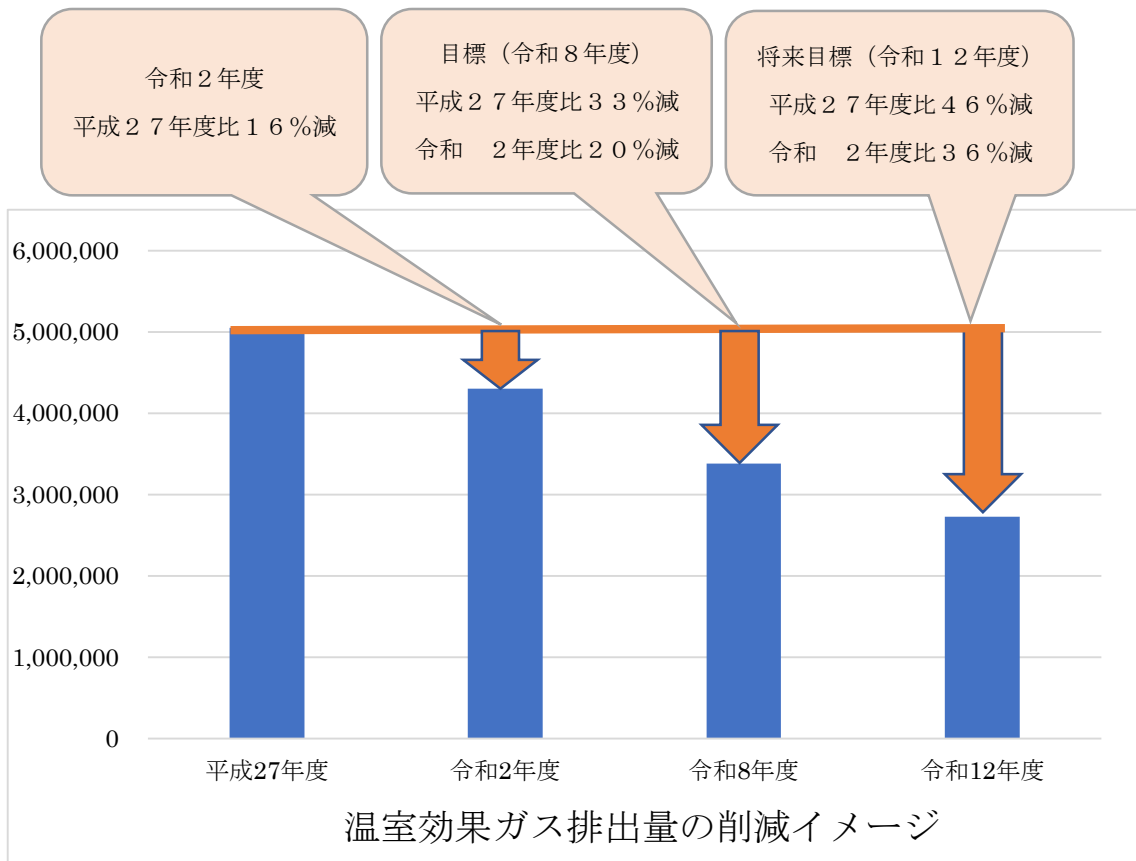
武蔵村山市における基準年については、国が定めた平成25年度の実績では、指定管理施設の温室効果ガス排出量が含まれていないため、指定管理施設を含んだ平成27年度を基準年度としました。

国の目標値と合わせ、令和12年度までに46%削減するためには、本計画の計画期間の令和4年度から令和8年度までの5年間で、令和2年度比、20%の削減が必要となります。

温暖化実行計画の計画期間と削減目標

	温室効果ガス排出量(kg-CO <sub>2</sub> /年)	温室効果ガス削減量(kg-CO <sub>2</sub> /年)	増減率 (令和2年度比)	増減率 (平成27年度比)
基準年度 平成27年度	5,050,709	-	-	-
実績 令和2年度	4,233,496	▲817,213	-	▲16%
目標 令和8年度	3,383,975	▲1,666,734	▲20%	▲33%
将来目標※ 令和12年度	2,727,382	▲2,323,327	▲36%	▲46%

※ 「2050年カーボンニュートラル、脱炭素社会の実現に向けて」の令和12年度の目標数値です。



(2) 目標を達成するための項目別削減目標

ア 温室効果ガス排出量の削減に関する項目

削減対象	設定目標
ガソリン使用量	各燃料使用量等を温室効果ガス排出量に換算して得た温室効果ガスの総排出量について、令和2年度比で20%以上の削減をする。
灯油使用量	
軽油使用量	
A重油使用量	
液化石油ガス (LPG) 使用量	
都市ガス使用量	
電気使用量	
公用車の走行距離	

イ 公用車における低公害車の導入割合の目標

	令和 2 年度	目標年度 (令和 7 年度)
低公害車の導入割合 (%)	53.0	60.0

※ 令和 2 年度実績については、環境基本計画に基づく報告書（令和 2 年度）より  
導入割合の目標値については、第五次長期総合計画（前期基本計画）より

ウ 省資源に関する項目

削減対象	設定目標
複写機用紙の使用量	令和 2 年度比で 10%以上の削減をする。
水道使用量	

エ 省資源の目標

種 類	単 位	(基準年度) 令和 2 年度	(目標年度) 令和 8 年度
複写機用紙の使用量	枚	15,020,318	13,518,286
水道使用量	m <sup>3</sup>	108,255.50	97,430

### 第3章 計画の取組内容

#### 1 温室効果ガス排出削減等のために配慮すべき事項

市の各課を対象に地球温暖化に対する職員の行動・意識について配慮すべき事項を定めました。



##### (1) 購入等に当たって配慮すべき事項

用紙類
<ul style="list-style-type: none"> <li>●再生紙の利用に努めること。</li> <li>●印刷物発注の際は再生紙の利用に努めること。</li> <li>●トイレットペーパー等は再生紙が使用されている製品とすること。</li> </ul>
電気製品
<ul style="list-style-type: none"> <li>●省エネ効率の高い機器とする。</li> <li>●必要最低限度の機能を有する機器とすること。</li> <li>●適切な機器の台数とすること</li> <li>●省エネ効率の高い自動販売機とすること。</li> </ul>
公用車
<ul style="list-style-type: none"> <li>●公用車の更新の際に、ZEV※の導入を推進すること。</li> </ul>
文具・事務機器等
<ul style="list-style-type: none"> <li>●ノート、ファイル等は再生紙が使用されている製品とすること。</li> <li>●ボールペン等は詰め替えや補充等が出来る製品とすること。</li> <li>●再生しにくいコーティング紙等を控えること。</li> <li>●間伐材、未利用繊維等から作られた製品とすること。</li> <li>●廃プラスチックから作られた製品とすること。</li> <li>●その他紙以外の再生された製品とすること。</li> </ul>

容器・包装材
<ul style="list-style-type: none"> <li>●簡易包装された製品とすること。</li> <li>●詰め替え可能な製品とすること。</li> <li>●リターナブル容器の製品とすること。</li> <li>●リサイクルできる容器包装材とすること。</li> </ul>
その他
<ul style="list-style-type: none"> <li>●環境ラベリング製品※とすること。</li> <li>●グリーン購入を推進すること。</li> </ul>

※ ZEVとは、Zero Emission Vehicle（ゼロエミッションビークル）の略称で、走行時に二酸化炭素等の排出ガスを出さない電気自動車（EV）、燃料電池自動車（FCV）、プラグインハイブリッド自動車（PHV）のことを差します。

※ 環境ラベリング製品とは、環境に配慮した製品であることを文言やマークで記したものです。また、グリーン購入とは、製品やサービスを購入する際に、環境を考慮して、必要性をよく考え、環境への負荷ができるだけ少ないものを選んで購入することです。



(2) 使用に当たって配慮すべき事項

用紙類
<ul style="list-style-type: none"> <li>●両面コピー、両面印刷すること。</li> <li>●使用済み用紙、使用済み封筒を再利用すること。</li> <li>●電子掲示板やメールを活用し、ペーパーレスを推進すること。</li> <li>●文書は可能な限り回覧すること。</li> <li>●資料、印刷物等を作成するときは、ページ数や部数を必要最小限とすること。</li> <li>●ペーパーレス会議を推進すること。</li> </ul>
水
<ul style="list-style-type: none"> <li>●水道水圧を調整すること。</li> <li>●日常的な節水をする事。</li> <li>●水漏れ点検をすること。</li> </ul>

●公用車の洗車をする際に節水すること。

#### エネルギー（電気・燃料）

●始業前、昼休み、残業時は、不要な照明を消灯すること。

●トイレ等未使用時には、照明を消灯すること。

●事務の効率化を図り、残業を減らすこと。

●OA機器を一定時間使用しないときには、電源を切ること。

●省エネ・節電モードを活用すること。

●冷暖房温度を適正な設定（室温が夏28℃・冬20℃）にすること。

●冷暖房時には、ブラインドやカーテンを活用し空調効率を高めること。

●冷暖房時の換気は適切に行うこと。

●エレベーターの使用を控え、階段を利用すること。

●自然光を活用し、照明の利用を減らすこと。

●自動販売機の省エネ対策をすること。

●夏季及び冬季において、快適に過ごせるようにそれぞれクールビズ、ウォームビズを実施すること。

#### 公用車

●アイドリングストップを徹底すること。

●加減速の少ない運転に努めること。

●タイヤの空気圧調整等の車両整備を適正に実施すること。

●不要な荷物等は積載しないこと。

●過度なエアコンの使用をしないこと。

●ZEVを優先的に利用すること。

●公共交通機関を優先的に利用すること。

●相乗りの励行をすること。

●短距離の移動手段には自転車を利用すること。





### (3) 廃棄に当たって配慮すべき事項

資源化、リサイクル
<ul style="list-style-type: none"> <li>●リフューズ（ごみになるものは買わない・断る）、リデュース（ごみを減らす）、リユース（一度使ったものは捨てずに再利用する）、リサイクル（資源として再利用する）の優先順位に沿って廃棄物を減量すること。</li> <li>●生ゴミは、しっかりと水分を切ってから出すこと。</li> <li>●プリンターのトナーカートリッジを回収してもらうこと。</li> </ul>
その他
<ul style="list-style-type: none"> <li>●フロンガス使用製品を適正に処理すること。</li> </ul>



### (4) 設計・施工に当たっての配慮すべき事項

緑化等
<ul style="list-style-type: none"> <li>●施設更新の際は、屋上や壁面の緑化をすること。</li> <li>●都市公園等の整備を通じ、緑化をすること。</li> <li>●公共・公益施設における緑化をすること。</li> <li>●歩行者・自転車道の整備を通じ、緑化をすること。</li> <li>●街路樹を適正に整備すること。</li> <li>●既存公園を適切に維持管理すること。</li> <li>●保存樹木、保存樹林を保全すること。</li> <li>●狭山丘陵や市街地における樹林地等を保全すること。</li> </ul>

省エネルギー
<ul style="list-style-type: none"> <li>●新規施設には、省エネルギー機器を導入すること。</li> <li>●節水器具を導入すること。</li> <li>●公共施設の照明器具を、順次LED照明など省エネルギー型に転換すること。</li> <li>●建物のZEB化※を検討すること。</li> </ul>
再生可能エネルギーの拡大
<ul style="list-style-type: none"> <li>●新規施設には、再生可能エネルギー機器の導入を検討すること。</li> <li>●公共施設で使用する電力の再生可能エネルギーへの転換促進を行うこと。</li> <li>●太陽光発電等の自然エネルギーを利用する設備を導入すること。</li> </ul>
水利用の合理化
<ul style="list-style-type: none"> <li>●雨水貯蔵施設を設置し、雨水利用すること。</li> <li>●雨水の地下浸透（透水性舗装、浸透枳等）をさせること。</li> </ul>

※ ZEBとは、Net Zero Energy Building（ネット・ゼロ・エネルギー・ビル）の略称で、「ゼブ」と呼びます。快適な室内環境を実現しながら、建物で消費する年間の一次エネルギーの収支をゼロにすることを目指した建物のことです。



(5) その他の配慮すべき事項

職員の啓発
<ul style="list-style-type: none"> <li>●省エネ・省資源に係る啓発の呼びかけを行い、職員の意識を高めること。</li> <li>●マイボトルの活用を推進すること。</li> </ul>
環境情報の活用
<ul style="list-style-type: none"> <li>●公的機関や事業者自らが発信する製品への環境ラベル表示、製品カタログ、インターネットサイト等の情報を利用すること。</li> </ul>

## 第4章 計画の推進

### 1 計画の推進体制

本市の各組織を本計画の実施組織として位置付け、実施組織ごとに本計画の進行管理を行うことを基本とします。

また、庁内に「武蔵村山市地球温暖化対策実行計画推進本部」を組織し、次に掲げる点検・評価を行っていきます。

### 2 計画の進捗状況の点検・評価

毎年1回、環境課から各課に調査票を配布し、取組状況や目標の達成状況について把握し、総合的に点検・評価します。

また、総合的な点検・評価の結果に基づき、必要に応じて目標値及び取組内容の改善など、本計画の見直しを行い、次年度に、より効果的な取組を図っていきます。

総合的な点検・評価については、市民への報告及び意見交換を通じて、本計画に対する評価を受けると同時に、地球温暖化対策のための行政の取組に関して、各方面から広くアイデアを収集し、本計画の推進及び改善を行います。

### 3 取組結果の公表

温室効果ガスの総排出量について過去の実績値等との比較を行い、武蔵村山市ホームページ等を通じて情報を公表することとします。

## 【基礎資料】

施設別燃料等調査結果（令和2年度）

（注）令和3年4月1日現在の組織名

組織名		灯油 (ℓ)	A重油 (ℓ)	LPG (㎡)	都市ガス (㎡)	電気 (kwh)	複写機用紙 (枚)	水道 (㎡)	CO <sub>2</sub> 排出量 (kg-CO <sub>2</sub> )
企画 財政部	秘書広報課	-	-	-	-	-	-	-	-
	企画政策課	-	-	-	-	-	-	-	-
	行政経営課	-	-	-	-	-	-	-	-
	財政課	-	-	-	-	-	-	-	-
総務部	総務契約課	-	-	-	88,918.00	785,095.00	-	5,906.00	557,075.56
	文書法制課	-	-	-	-	-	5,677,500	-	-
	職員課	-	-	-	-	-	-	-	-
	防災安全課	-	-	21.40	-	12,351.00	-	718.00	5,777.61
市民部	市民課	-	-	-	2,777.00	30,042.00	-	269.00	19,921.90
	保険年金課	-	-	-	-	-	-	-	-
	課税課	-	-	-	-	-	-	-	-
	収納課	-	-	-	-	-	-	-	-
協働 推進部	協働推進課	-	-	-	15,617.00	49,264.00	-	560.00	57,339.56
	産業観光課	159,283	-	1,313.00	-	85,877.00	-	12,895.00	444,032.71
	環境課	-	-	-	-	25,703	-	4,976.00	11,746.27
	ごみ対策課	-	-	-	-	-	-	-	-
健康 福祉部	福祉総務課	-	-	79.70	-	92,101.00	-	480.00	41,942.74
	高齢福祉課	-	-	-	27,784.00	61,823.00	-	3,633.00	90,211.43
	障害福祉課	-	-	916.00	60,893.00	407,656.00	618,000	8,372.00	327,791.45
	生活福祉課	-	-	-	-	-	-	-	-
	健康推進課	-	-	0.40	21.00	69,458.00	-	253.00	31,166.51
	新型コロナウイルス感染症対策室	-	-	-	-	-	-	-	-
子 ども 家 庭 部	子ども青少年課	2,270	-	2,268.60	4,911.00	131,882.00	108,000	2,802.00	90,993.89
	子ども子育て支援課	-	-	-	-	-	-	-	-

※ 液化石油ガス（LPG）については、容積比を重量比に換算する必要があるため、1㎡に対し2.0747kgを乗じて計算する。  
 ※ 直接燃料を使用していない部署については、数値を「-」で表記している。

組織名	灯油 (ℓ)	A重油 (ℓ)	LPG (㎡)	都市ガス (㎡)	電気 (kwh)	複写機用紙 (枚)	水道 (㎡)	CO <sub>2</sub> 排出量 (kg-CO <sub>2</sub> )	
都市整備部	都市計画課	-	-	-	-	-	6.00	0.00	
	交通企画・モノレール推進課	-	-	-	-	-	-	-	
	区画整理課	-	-	-	3.00	-	-	1.37	
	道路下水道課	-	-	-	1,386.00	-	298.00	633.40	
	施設課	-	-	-	-	-	-	-	
会計課	-	-	-	-	-	-	-	-	
議会事務局	-	-	-	-	-	-	-	-	
教育部	教育総務課	22,705	48,560	4,231.10	80,523.20	2,210,819.00	8,537,000	43,851.00	1,404,378.86
	教育指導課	-	-	-	-	-	-	-	-
	学校給食課	348	74,000	758.70	-	157,982.00	-	13,649.00	278,326.52
	文化振興課	-	-	81.40	49,115.90	811,935.00	50,500	3,956.50	476,937.12
	スポーツ振興課	-	-	-	62,368.00	360,864.00	-	5,363.00	303,995.50
	図書館	-	-	-	21.00	73,926.00	29,318	268.00	33,352.03
選挙管理委員会事務局	-	-	-	-	-	-	-	-	
監査事務局	-	-	-	-	-	-	-	-	
農業委員会事務局	-	-	-	-	-	-	-	-	
合計	184,606	122,560	9,670.30	392,949.10	5,368,167.00	15,020,318	108,255.50	4,175,624.43	

※ 液化石油ガス（LPG）については、容積比を重量比に換算する必要があるため、1㎡に対し2.0747kgを乗じて計算する。  
 ※ 直接燃料を使用していない部署については、数値を「-」で表記している。

施設別燃料等調査結果（令和2年度）

（注）令和3年4月1日現在の組織名

組織名	ガソリン (ℓ)	軽油 (ℓ)	走行距離(km)										
			ガソリン						軽油	電気自動車			
			普通・小型 乗用車	軽乗用車	小型貨物車	軽貨物車	ハイブリッ ド車	特殊用途車	小型貨物車	普通・小型 乗用車	軽貨物車		
企画 財政部	秘書広報課	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	3,200	-
	企画政策課	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	行政経営課	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	財政課	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
総務部	総務契約課	4,240.94	-	10,412	5,681	5,314	5,625	13,241	-	-	-	6,554	1,949
	文書法制課	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	職員課	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	防災安全課	307.11	-	-	-	922	1,516	-	408	-	-	7,042	-
市民部	市民課	146.89	-	-	-	-	1,481	-	-	-	-	-	-
	保険年金課	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	課税課	726.74	-	-	-	-	7,537	-	-	-	-	-	-
	取納課	245.01	-	-	-	-	2,756	-	-	-	-	-	-
協働 推進部	協働推進課	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	産業観光課	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	環境課	1,922.54	-	-	-	5,176	9,721	-	-	-	-	-	-
	ごみ対策課	571.04	-	-	-	3,366	-	-	-	-	-	-	-
健康 福祉部	福祉総務課	134.02	-	-	-	-	1,599	-	-	-	-	-	-
	高齢福祉課	1,188.08	-	5,097	10,623	-	-	-	-	-	-	-	-
	障害福祉課	3,755.11	-	23,282	-	3,915	2,772	-	-	-	-	269	-
	生活福祉課	250.91	-	-	-	-	2,733	-	-	-	-	-	-
	健康推進課	174.40	-	-	2,018	-	-	-	-	-	-	-	-
	新型コロナウイルス感染症対策室	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
子ども 家庭部	子ども青少年課	1,568.11	-	3,757	2,567	-	5,295	-	-	-	-	-	-
	子ども子育て支援課	531.99	-	-	6,428	-	-	-	-	-	-	-	-
都市 整備部	都市計画課	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	交通企画・モノレール推進課	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	区画整理課	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	道路下水道課	1,599.85	1,920.32	1,911	-	-	13,732	-	-	15,099	-	-	-
	施設課	850.73	-	-	-	-	8,124	-	-	-	-	-	-
会計課	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
議会事務局	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	

※ 庁用車を管理していない部署は、数値を「-」で表記している。

組織名	ガソリン (ℓ)	軽油 (ℓ)	走行距離 (km)										
			ガソリン							軽油	電気自動車		
			普通・小型 乗用車	軽乗用車	小型貨物車	軽貨物車	ハイブリッ ド車	特殊用途車	小型貨物車	普通・小型 乗用車	軽貨物車		
教育部	教育総務課	253.76	-	-	-	-	1,625	518	-	-	-	-	-
	教育指導課	212.58	-	-	-	-	1,943	-	-	-	-	-	-
	学校給食課	526.83	-	-	-	-	5,612	-	-	-	-	-	-
	文化振興課	594.63	-	-	3,861	-	2,150	-	-	-	-	-	-
	スポーツ振興課	1,298.03	-	-	-	5,535	-	-	-	-	-	-	-
	図書館	557.08	-	-	-	-	5,235	-	-	-	-	-	-
選挙管理委員会事務局	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
監査事務局	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
農業委員会事務局	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
合計	21,656.38	1,920.32	44,459	31,178	24,228	79,456	13,759	408	15,099	17,065	1,949		

※ 庁用車を管理していない部署は、数値を「-」で表記している。



武蔵村山市地球温暖化対策実行計画策定検討委員会設置要綱

令和3年8月31日

訓令(乙)第155号

(設置)

第1条 地球温暖化対策の推進に関する法律（平成10年法律第117号）第21条第1項に規定する地方公共団体実行計画として武蔵村山市地球温暖化対策実行計画を策定するため、武蔵村山市地球温暖化対策実行計画策定検討委員会（以下「委員会」という。）を置く。

(所掌事項)

第2条 委員会は、武蔵村山市地球温暖化対策実行計画の原案を作成し、市長に報告する。

(組織)

第3条 委員会は、委員長及び委員20人で組織する。

2 委員長及び委員は、次に掲げる職にある者をもって充てる。

(1) 委員長 協働推進部環境担当部長

(2) 委員 企画財政部企画政策課長、同部企画政策課公共施設活用担当課長、同部財政課長、総務部総務契約課長、同部防災安全課長、市民部市民課出張所担当課長、協働推進部協働推進課長、同部産業観光課長、健康福祉部福祉総務課長、同部高齢福祉課長、同部障害福祉課長、同部健康推進課長、子ども家庭部子ども青少年課児童担当課長、都市整備部道路下水道課長、同部施設課長、教育部教育総務課長、同部学校給食課長、同部文化振興課長、同部スポーツ振興課長及び同部図書館長

(委員長)

第4条 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。

2 委員長に事故があるときは、あらかじめ委員長の指名する委員がその職務を代理する。

(会議)

第5条 委員会の会議は、委員長が招集する。

2 委員会は、委員の半数が出席しなければ会議を開くことができない。

3 委員会の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

(庶務)

第6条 委員会の庶務は、協働推進部環境課において処理する。

(委任)

第7条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

附 則

この要綱は、令和3年8月31日から施行する。

## 武蔵村山市地球温暖化対策実行計画推進要綱

平成20年12月11日

訓令(乙)第154号

(目的)

第1条 この要綱は、武蔵村山市地球温暖化対策実行計画（以下「実行計画」という。）に定める武蔵村山市地球温暖化対策実行計画推進本部の設置及び実行計画に定める地球温暖化対策の実施を推進するための推進責任者の設置に関し必要な事項を定め、もって、実行計画の総合的かつ効果的な推進に資することを目的とする。

(推進本部の設置)

第2条 実行計画に定める地球温暖化対策を総合的かつ効果的に推進するため、武蔵村山市地球温暖化対策実行計画推進本部（以下「推進本部」という。）を置く。

(所掌事務)

第3条 推進本部は、次に掲げる事務をつかさどる。

(1) 実行計画に定める地球温暖化対策の推進状況及び目標の達成状況の点検及び評価並びに当該点検及び評価の結果に基づく地球温暖化対策の推進に関する総合調整に関すること。

(2) 前号の点検及び評価の結果に基づく実行計画の見直しに関すること。

2 推進本部は、前項第1号の点検及び評価を行ったときは、その結果を市長に報告するものとする。

3 推進本部は、第1項第1号の点検及び評価の結果実行計画の見直しが必要であると認めるときは、その原案を取りまとめ、市長に報告するものとする。

(組織)

第4条 推進本部は、本部員をもって組織する。

2 本部員は、副市長の職にある者並びに市長の事務部局及び教育委員会事務局に属する部長及び担当部長、議会事務局長並びに会計管理者の職にある者をもって充てる。

(本部長及び副本部長)

第5条 推進本部に本部長及び副本部長1人を置き、それぞれ副市長及び協働推進部環境担当部長の職にある本部員をもって充てる。

2 本部長は、推進本部を代表し、推進本部の事務を総理する。

3 副本部長は、本部長を補佐し、本部長に事故があるとき、又は本部長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 推進本部の会議は、本部長が招集する。

2 推進本部は、本部員の半数以上が出席しなければ会議を開くことができない。

3 推進本部の議事は、出席した本部員の過半数で決し、可否同数のときは、本部長の決するところによる。

4 本部長は、必要があると認めるときは、会議に本部員以外の市の職員を出席させ、説明を求め、又は意見を聴くことができる。

5 前各項に定めるもののほか、推進本部の運営に関し必要な事項は、本部長が推進本部に諮って定める。

(推進責任者の設置)

第7条 実行計画に定める地球温暖化対策を着実に推進するため、武蔵村山市地球温暖化対策実行計画推進責任者（以下「推進責任者」という。）を置く。

2 推進責任者は、市長の事務部局に属する課長、担当課長及び担当に置く主幹、会計管理者の事務部局に属する課長、議会事務局次長、教育委員会事務局に属する課長、館長及び室長、選挙管理委員会事務局長、監査事務局長並びに農業委員会事務局長の職にある者をもって充てる。

(推進責任者の職務)

第8条 推進責任者は、その主管する事務の執行に当たっては、実行計画に定める地球温暖化対策の取組の推進に努めなければならない。

2 前項に規定するもののほか、推進責任者は、その主管する事務に係る同項の取組の状況を推進本部に報告するとともに、推進本部から当該取組について改善の指示があったときは、必要な措置を講ずるものとする。

(庶務)

第9条 推進本部及び推進責任者に関する庶務は、協働推進部環境課において処理する。

附 則（平成24年3月27日訓令（乙）第21号）

この要綱は、平成24年4月1日から施行する。

附 則（平成27年3月31日訓令（乙）第26号）

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

○策定経過

年度	時 期	議 題
令和 3年度	1月21日(金) (書面開催)	第1回 武蔵村山市地球温暖化対策実行計画策定検討委員会 ・武蔵村山市第四次地球温暖化対策実行計画(素案)の策定について
	2月9日(水) (書面開催)	第2回 武蔵村山市地球温暖化対策実行計画策定検討委員会 ・武蔵村山市第四次地球温暖化対策実行計画(素案)の策定について
	3月17日(木) (書面開催)	第3回 武蔵村山市地球温暖化対策実行計画策定検討委員会 ・武蔵村山市第四次地球温暖化対策実行計画(素案)の確定について

○策定検討委員会

委員長	協働推進部 環境担当部長
委員	企画財政部 企画政策課長
委員	企画財政部 企画政策課公共施設活用担当課長
委員	企画財政部 財政課長
委員	総務部 総務契約課長
委員	総務部 防災安全課長
委員	市民部 市民課出張所担当課長
委員	協働推進部 協働推進課長
委員	協働推進部 産業観光課長
委員	健康福祉部 福祉総務課長
委員	健康福祉部 高齢福祉課長
委員	健康福祉部 障害福祉課長
委員	健康福祉部 健康推進課長
委員	子ども家庭部 子ども青少年課児童担当課長
委員	都市整備部 道路下水道課長
委員	都市整備部 施設課長
委員	教育部 教育総務課長

委員	教育部 学校給食課長
委員	教育部 文化振興課長
委員	教育部 スポーツ振興課長
委員	教育部 図書館長

## 武蔵村山市第四次地球温暖化対策実行計画

発行日：令和4年3月

発行：武蔵村山市

編集：武蔵村山市 協働推進部 環境課

〒208-8501 東京都武蔵村山市本町一丁目1番地の1

電話：042-565-1111